

# 総合口座

(2024年 9月 27日現在)

商品名	・総合口座	
ご利用いただける方	・満18歳以上の個人の方	
しくみ	普通預金の残高が不足した場合、不足額については定期預金を担保に自動借入ができます 普通預金にご入金いただければ、自動的に返済が行われます	
ご利用できる取引	総合口座として利用することができる取引 ①普通預金 ②自動継続扱いの次の定期預金 期日指定定期預金 自由金利型定期預金（M型） 変動金利定期預金 大口定期預金 ③前項②の定期預金を担保とする当座貸越	
①普通預金	「普通預金」の説明書をご覧ください	
②定期預金	以下の事項以外はそれぞれの定期預金説明書をご覧ください	
	最低預入金額	1万円以上とします（大口定期預金を除く）
	利払方法	元利金継続および中間利払が子定期作成の場合を除き、その利払日に普通預金に入金します 現金で受取ることはできません
	払戻方法	払戻しは普通預金に入金します 現金で受取ることはできません
③当座貸越	融資限度額	②の定期預金合計額の90%（千円未満切り捨て）または200万円のうちいずれか少ない金額
	貸越利率	②の定期預金ごとにその約定利率（期日指定定期預金は「2年以上」の利率）に年0.5%を加えた利率
	利息の計算方法	付利単位を100円とし、毎年2月と8月の当金庫所定の日に1年を365日として日割計算し普通預金から引落しますまたは貸越元金に組入れます
	返済方法	隨時ご返済できます 口座への入金取引により貸越残高に対し返済を行います 貸越金の利率に差異がある場合は貸越利率の高い順に返済にあてます なお、貸越利率が同一の場合は変動金利定期預金・自由金利定期預金の順とします
	担保	貸越利率の低い定期預金から順次担保とし、貸越利率が同一の定期預金が複数ある場合は自由金利定期預金・変動金利定期預金の順とします

<b>苦情処理措置・紛争解決措置</b>	<p><b>苦情処理措置</b> 本商品の苦情は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス課（9時～17時、電話：0265-74-9618）にお申し出ください。</p> <p><b>紛争解決措置</b> 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記コンプライアンス課または全国しんきん相談所（9時～17時電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際、当金庫のお客様には、東京三弁護士会の仲裁センター等に申し立てをしたうえで、長野県弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）もあります。詳しくは当金庫コンプライアンス課または全国しんきん相談所、もしくは、東京三弁護士会にお問い合わせください。</p>
<b>その他参考となる事項</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>普通預金と各定期預金は同一名義、同一の届出印に限ります</li> </ul>